

(表3) 発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類（基本税率）の税率の適用関係（1kℓ当たり）

区 分	改正前	平成32年10月1日 ） 平成35年9月30日	平成35年10月1日 ） 平成38年9月30日	平成38年10月1日 ） (改正後の本則税率)
発泡性酒類	220,000円	200,000円	181,000円	155,000円
発泡酒（アルコール分）	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	—
〔麦芽比率25%以上 50%未満〕	178,125円	167,125円	155,000円	—
(麦芽比率25%未満)	134,250円	134,250円	134,250円	—
(いわゆる「新ジャンル」)	—	—	134,250円	—
その他の発泡性酒類				
(アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(11度未満)
(いわゆる「新ジャンル」)	80,000円	108,000円	—	—
〔ホップ及び一定の苦味 料を原料としない酒類〕	80,000円	80,000円	80,000円	100,000円
醸造酒類	140,000円	120,000円	100,000円	100,000円
清酒	120,000円	110,000円	—	—
果実酒	80,000円	90,000円	—	—
混成酒類（アルコール分21度未満） [アルコール分1度当たりの加算額]	220,000円 [11,000円]	200,000円 [10,000円]	200,000円 [10,000円]	200,000円 [10,000円]